

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって生じている世帯の負担の軽減を図るため、1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、下表の自己負担限度額を超えた場合に、申請により自己負担の一部が支給されます。

医療費と介護サービス費を合算する場合の自己負担限度額

| 70歳未満 | | 70歳以上 75歳未満または 後期高齢者医療被保険者 | |
|----------|---------|-------------------------------|---------|
| 所得区分 | 自己負担限度額 | 所得区分 | 自己負担限度額 |
| 上位所得者 | 126万円 | 現役並み所得者 | 67万円 |
| 一般 | 67万円 | 一般 | 56万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 | 低所得者Ⅱ | 31万円 |
| | | 低所得者Ⅰ | 19万円 |

※自己負担限度額は、毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間の合算を対象とします。

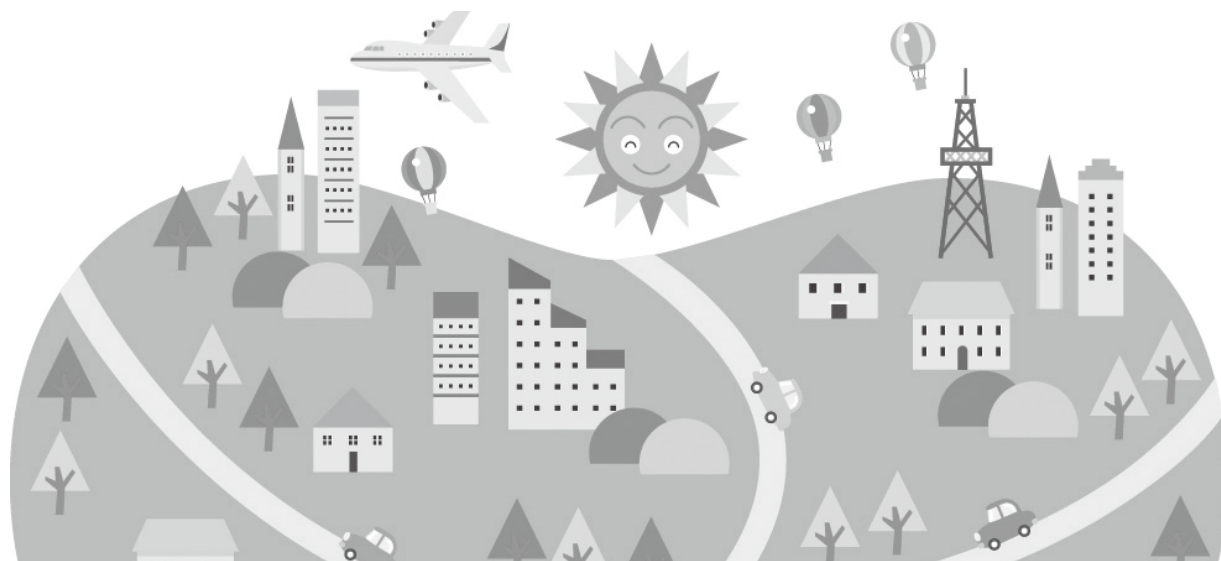
※高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。

※医療保険と介護保険のどちらか一方しか利用していない場合は、対象となりません。

申請方法 支給の対象となる被保険者の方には、お知らせを送付しましたので、記載された問合せ先に申請してください。なお、一定期間申請のない場合は、再度案内をする場合があります。

ただし、計算対象期間中(毎年8月1日～翌年7月31日)に市町村を越える住所異動をした場合や、ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移った場合は、支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象となるかどうかを確認し、具体的な手続きや不明な点については、問合せ先へ相談をお願いします。

会社の健康保険(社会保険)に加入している場合は、加入している保険者へ問い合わせてください。



問合せ先 ㈱市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 261・262) (国民健康保険担当)
(内線 227) (後期高齢者医療担当)
いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎ 52-9871